

北海道告示第 10489 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 6 年 3 月 22 日

北海道知事 鈴木直道

区域	区分
函館区域（函館市漁業協同組合の地区）	総トン数 20 トン未満の漁船によるいか釣り漁業 秋さけ定置漁業
荻伏区域（日高中央漁業協同組合の地区のうち、浦河町荻伏町及び字東栄の地域）	総トン数 15 トン以上 20 トン未満の漁船による漁業（1 に掲げる漁業以外の漁業をいう。）、総トン数 10 トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 ※ 1 に掲げる漁業とは、 1 総トン数 10 トン以上の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業をいう。
大樹区域（大樹漁業協同組合の地区）	総トン数 10 トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業、総トン数 10 トン以上の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、総トン数 10 トン以上の漁船によるいか釣り漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業
根室、歯舞、根室湾中部、別海、野付区域（根室漁業協同組合、歯舞漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、別海漁業協同組合及び野付漁業協同組合の地区）	春さけ定置漁業であって、歯舞漁業協同組合に所属する者が営む漁業
標津区域（標津漁業協同組合の地区）	春さけ定置漁業